

障がいのある人への支援の充実

◆ グループホーム・ケアホームの設置促進

【障がい福祉課】

1 事業の目的

知的障がい者や精神障がい者の入所施設から地域生活への移行を支援するため、地域における障がい者の暮らしの基盤であるグループホームやケアホームの設置を促進する。

2 事業概要

グループホームやケアホームを設置する社会福祉法人に対し、市独自に改修費に要する経費を補助（限度額30万円）し、設置を促進する。

3 事業スケジュール（市設置補助）

平成20年度	・知的障がい者グループホーム・ケアホーム	3箇所
	・精神障がい者グループホーム・ケアホーム	2箇所
平成21年度	・知的障がい者グループホーム・ケアホーム	4箇所
	・精神障がい者グループホーム・ケアホーム	2箇所
平成22年度	・知的障がい者グループホーム・ケアホーム	2箇所予定
	・精神障がい者グループホーム・ケアホーム	3箇所予定

◆ 日中一時支援事業の充実

【障がい福祉課】

1 事業の目的

障がい児者に対して、一時的な活動の場を提供するとともに、家族の一時的な休息等を確保するため、障がい福祉施設等における日中一時支援事業を充実する。

2 事業の概要

（1）日中一時支援（日中支援型）事業

- ・実施場所： 障がい福祉施設及び医療機関等
- ・対象者： 日中、一時的に見守り等の支援が必要な知的障がい者及び障がい児
- ・実施方法： 社会福祉法人等へ委託

（2）日中一時支援（放課後支援型）事業

- ・実施場所： 特別支援学校及び障がい福祉施設等
- ・対象者： 市内の特別支援学校等に通学する障がい児
- ・実施方法： 社会福祉法人等へ委託

（3）重症心身障がい児者医療的ケア支援事業

- ・実施場所： 医療機関及び障がい福祉施設
- ・対象者： 人工呼吸器を装着する等医療的ケアを必要とする障がい児者
- ・実施方法： 病院・診療所、社会福祉法人へ委託

3 事業スケジュール

(1) 日中一時支援（放課後支援型）事業

- 平成21年度 ・知的障がい児の対象を小学生から中学生に拡大
- ・肢体不自由児対象の実施箇所を拡大

⇒新規2か所（肢体、知的：中学生）にて事業実施

【実施箇所：計12か所（身体3か所、知的9か所）】

- 平成22年度 新規2ヶ所（知的：中学生）にて事業実施

【実施箇所：計14か所（身体3か所、知的11か所）】

(2) 重症心身障がい児者医療的ケア事業

- 平成20年度 ・既存の2病院に加え、個人診療所等において事業実施
- 平成21年度 ・看護師等が配置された障がい福祉施設3か所において事業実施
→人口呼吸器を除く医療的ケアを必要とする障がい児のみ対象
- 平成22年度 ・実施箇所の拡大を推進

◆ 障がい者の就労支援事業の充実

【障がい福祉課】

1 事業の目的

障がい者の自立した生活・社会参加を促進するため、各種就労支援策を実施することにより、雇用の促進を図るとともに、就労の場の拡大を図る。

2 事業概要

(1) 宇都宮版工賃倍増事業の実施

①授産品創造・開発プロジェクト「U」

… 事業所等関係者による研究会において、平成21年度に開発した授産品の販売促進に取り組む。

＊平成21年度に開発した新商品 ⇒ 木製ボールペンセット、フルーツップス、いちごらすく（平成20年度～実施）

②授産活動支援事業

ア. 市庁舎内授産品販売所「わく・わくショップU」の運営

… 本庁舎1階（1階南側入口付近）の販売所を運営する。（平成21年度～実施）

イ. 市イベント等における授産品の販売等

… 市の各種イベント等において授産品の販売スペースの確保に取り組むとともに、専用ホームページにより、授産品販売に係る周知・啓発を図る。

（市イベント：平成20年度～実施、専用HP：平成21年度～実施）

ウ. 民間企業等からの新たな仕事の受注の開拓

… 各企業をまわり、新たな受注を開拓し、施設等に斡旋を行う。

（平成21年度～実施）

（２）就労機会・就労訓練の確保

①店舗事業への補助

- … 障がい者施設等が運営する「おみせやさん」（軽食喫茶、授産品販売）へ補助を行う。
（平成１８年度～実施）

②廃食用油資源化モデル事業の実施【ごみ減量課と共管】

- … 障がい者施設を運営する市内５法人に委託し、市内小中学校、スーパー等から廃食用油を回収し、南清掃センター内にて、バイオディーゼル燃料（ＢＤＦ）を製造する。
（平成１９年度～実施）

（３）就労相談事業

- … （社福）宇都宮市障害者福祉会が行う就労相談事業に対し、補助を行う。
（平成１５年度～実施）

（４）障がい者就労支援センターのあり方の検討

- … 障がい者の一般就労を促進するため、障がい者就労支援センターのあり方について検討を進める。
（平成２０年度～）

◆ 障がいのある児等の発達支援の充実

【子ども発達センター】

１ 事業の目的

障がいのある児や発達に遅れのある児及びその家族が、身近な地域で安心した生活を送ることができるよう、関係機関との連携を図りながら、個々に応じた専門的で総合的な支援を提供する。

２ 事業概要

（１）発達支援ネットワークによる支援体制の強化

障がいのある児が、乳幼児期から就労期までの一貫した支援が受けられるよう、保健・福祉・医療・教育・就労の関係機関で構成する「発達支援ネットワーク会議」において「個別の支援計画」を策定するなど、関係機関との連携を図りながら発達支援対策の充実・強化を図る。

（２）通園児への療育支援事業の強化

通園児のコミュニケーション能力の獲得や摂食機能の向上を図るため、非常勤専門職３名（心理相談員，作業療法士，言語聴覚士）を配置して，ＴＥＡＣＣＨプログラム（※）や総合的で専門性の高い療育指導を実施し，療育支援事業の強化を図る。

※自閉症及び関連するコミュニケーション障がいの子どものための治療と教育

(3) 家族支援事業の実施

障がいのある児をもつ家族がきょうだいも含めて安定した生活を送れるよう、新たにペアレントトレーニングやきょうだいへの支援等を実施し、保護者等の精神的な負担の軽減や養育力の向上及びきょうだいの健全な育成を図る。

(4) 重症心身障がい児プール活動支援事業の実施

重い運動障がいのある児を対象に、年間を通した継続的なプール活動により、ＱＯＬ（生活の質）の向上を図る。

3 事業スケジュール

- 平成２２年度
- ・通園施設でのＴＥＡＣＣＨプログラム等の本格実施（４月～）
 - ・家族支援事業の実施（４月～）
 - ・発達支援ネットワークにおける「個別の支援計画」の導入（４月～）